

国立大学法人大分大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

令和4年9月26日制定

令和4年規程第87号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）における研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究活動上の不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次に掲げる研究活動上の行為をいう。
 - ア 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ウ 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - エ その他研究活動上の不正行為 二重投稿、不適切なオーサiership、査読における不適切な行為等、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
- (2) 研究者等 法人の職員及び法人の施設又は設備を利用している者のうち、法人に係る研究に従事している者又は携わる者をいう。
- (3) 部局 国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に規定する部局をいう。
- (4) 部局長 前号に規定する部局を掌理する者をいう。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
- 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を、論文等成果物の発表後、別に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(研究倫理最高管理責任者)

第4条 法人に、研究活動における最終責任を負う者として研究倫理最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 研究倫理最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に努めるものとする。

(研究倫理統括管理責任者)

第5条 法人に、研究倫理最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として研究倫理統括管理責任者を置き、学長が指名する理事をもって充てる。

2 研究倫理統括管理責任者は、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講ずるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理最高管理責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、部局長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じなければならない。

3 研究倫理教育責任者は、部局の研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育責任者を補佐する者として、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

(研究公正推進委員会)

第7条 法人に、研究不正防止計画の策定及び実施等について審議するため、国立大学法人大分大学研究公正推進委員会（以下「研究公正推進委員会」という。）を置く。

2 研究公正推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第8条 研究活動上の不正行為に係る告発（以下「告発」という。）への迅速かつ適切な対応を行うため、国立大学法人大分大学公益通報取扱規程（平成19年規程第72号。以下「公益通報規程」という。）第6条第1項に規定する通報・相談窓口を受付窓口を置く。

2 前項の受付窓口で告発があった場合は、公益通報規程第7条第4項の規定により、研究推進部研究推進課（以下「告発窓口」という。）に事案を移送するものとする。

(告発の受付体制)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も受付窓口に対して告発を行

うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により行われ、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。
- 3 告発窓口の責任者は、移送された告発が匿名によるものである場合であって、必要と認めるときは、研究倫理統括管理責任者と協議の上でこれを受け付けることができる。
- 4 告発窓口の責任者は、告発の移送を受けたときは、速やかに研究倫理統括管理責任者に報告するものとする。
- 5 研究倫理統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに研究倫理最高管理責任者に報告するとともに、当該告発に関係する研究倫理教育責任者等に、その内容を通知するものとする。

(インターネット等による不正行為の指摘)

第10条 研究倫理統括管理責任者は、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第11条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発窓口は、告発の意思を明示しない相談があった場合において、その内容を確認して相当の理由があると認められるときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、研究倫理統括管理責任者に報告するものとする。
- 4 研究倫理統括管理責任者は、前項の報告があった場合において、その内容を確認し、相当の理由があると認められるときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第12条 告発窓口の職員は、告発の移送又は相談を受けた場合において、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 告発窓口の職員は、告発の相談を受け付ける場合において、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第13条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

2 研究倫理最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏えいしないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 研究倫理最高管理責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏えいした場合は、調査の途中かどうかにかかわらず、告発者及び被告発者の了解を得て、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏えいしたときは、当該者の了解は不要とする。

4 研究倫理最高管理責任者及びその他のこの規程の業務に携わる者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をする場合は、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

（告発者の保護）

第14条 研究倫理最高管理責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化又は差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

2 法人に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、国立大学法人大分大学職員就業規則（平成16年規則第5号。以下「就業規則」という。）その他関係規程等に基づき、その者に対して処分を行うことができる。

4 学長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して懲戒処分、解雇、降格、配置換その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（被告発者の保護）

第15条 法人に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 学長は、相当な理由なしに被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係規程等に基づき、その者に対して処分を行うことができる。

3 学長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、懲戒処分、解雇、降格、配置換その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

（悪意に基づく告発）

第16条 何人も、被告発者を陥れるため、又は被告発者の研究を妨害するため等専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発（以下「悪意に基づく告発」という。）を行ってはならない。

2 学長は、悪意に基づく告発であったことが認められた場合は、当該告発者の氏名の公表、懲

戒処分、刑事告発その他必要な措置を講ずることができる。

- 3 研究倫理最高管理責任者は、前項の処分を行ったときは、当該競争的研究費を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

（予備調査の実施）

第17条 研究倫理最高管理責任者は、第9条に規定する告発があった場合又は法人が予備調査が必要であると認めた場合は、予備調査委員会を設置の上、当該委員会において速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 被告発者が所属又は主担当の部局の研究倫理教育責任者

- (2) 研究倫理教育責任者が必要と認める者 2人以上

- 3 前項第2号の委員は、同項第1号の研究倫理教育責任者が指名する。

- 4 第2項の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 5 被告発者が所属又は主担当の部局の研究倫理教育責任者が告発者又は被告発者と直接の利害関係を有するときは、第2項第1号の委員は、被告発者の所属又は主担当の部局における直接の利害関係を有しない教員のうちから、研究倫理最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

- 6 予備調査委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

- 7 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

- 8 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を講ずることができる。

（予備調査の方法）

第18条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発に当たり示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を鑑み、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査の上、その判断をするものとする。

（本調査の決定等）

第19条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を研究倫理統括管理責任者に報告する。

- 2 研究倫理統括管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、速やかに研究倫理最高管理責任者に報告する。

- 3 研究倫理最高管理責任者は、前項により報告のあった予備調査結果を踏まえ、速やかに本調査を行うか否かを決定する。

- 4 研究倫理最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者

に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。

- 5 研究倫理最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合において、資金配分機関、関係省庁又は告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 6 研究倫理最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第20条 研究倫理最高管理責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会の委員の半数以上は法人に属さない外部有識者でなければならない。かつ、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、事案ごとに設置するものとし、その委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 研究倫理統括管理責任者
 - (2) 不正行為に関連する研究分野の知見を有する者 若干人
 - (3) 弁護士 1人
 - (4) その他研究倫理最高管理責任者が必要と認める者
- 4 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
- 5 第3項第2号から第4号までの委員は、研究倫理最高管理責任者が指名又は委嘱する。

(本調査の通知)

第21条 研究倫理最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属又は主担当を、告発者及び被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、研究倫理最高管理責任者に対して調査委員会委員の指名又は委嘱に関する異議を申し立てることができる。
- 3 研究倫理最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査の上、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第22条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。

- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。この場合において、被告発者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、当該再実験等に要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 6 告発者、被告発者及び当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第23条 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動のほか、本調査に関連した被告発者の他の研究を本調査の対象に含めることができる。

(証拠の保全)

第24条 調査委員会は、本調査を実施するに当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及び関係書類を保全する措置を講ずるものとする。

- 2 調査委員会は、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が法人でないときは、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及び関係書類を保全する措置を講ずるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前二項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第25条 研究倫理最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第26条 調査委員会は、本調査に当たり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第27条 被告発者は、調査委員会の本調査において告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続により行われたこと並びに論文等がそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等が必要と認められるときは、第22条第5項に規定する保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手續)

第28条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめた上で、次の各号に掲げる事項を認定するものとする。

- (1) 不正行為が行われたか否か
- (2) 不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性
- (3) 不正行為に関与した者及びその関与の度合
- (4) 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の、当該論文等及び当該研究における役割
- (5) 前各号に掲げるもののほか、調査委員会が必要と認める事項

- 2 前項の規定にかかわらず、150日以内に前項各号の認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付した上で研究倫理最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たり、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、第1項及び第3項に規定する認定が終了したときは、直ちに研究倫理最高管理責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第29条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断の上、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
- 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠により不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第30条 研究倫理最高管理責任者は、速やかに調査結果（認定を含む。以下同じ。）を告発者、被告発者及び被告発者以外であつて研究活動上の不正行為に関与したと認定されたものに通知するものとする。この場合において、被告発者が法人以外の機関に所属しているときは、その所属機関に通知する。

- 2 研究倫理最高管理責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 研究倫理最高管理責任者は、悪意に基づく告発であると認定があつた場合において、告発者が法人以外の機関に所属しているときは、当該所属機関に通知するものとする。

(不服申立て)

第31条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。

4 研究倫理最高管理責任者は、不服申立ての審査に当たり、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

5 前項の新たな調査委員は、第20条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第21条各項に準じた手続を行う。

6 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちに研究倫理最高管理責任者に報告する。

7 前項により報告を受けた研究倫理最高管理責任者は、不服申立てを行った者（以下「不服申立人」という。）に対し、その決定を通知するものとする。この場合において、その不服申立てが当該事案の不当な遅延又は認定に伴う措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

8 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合は、直ちに研究倫理最高管理責任者に報告する。この場合において、当該報告を受けた研究倫理最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

9 研究倫理最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあった場合にあってはその旨を告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあった場合にあってはその旨を被告発者に対して通知するものとする。この場合において、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に、当該不服申立てがあった旨を通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも、同様とする。

(再調査)

第32条 前条の不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合は、調査委員会は不服申立人に対し、当該不服申立てに係る調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他の当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

2 調査委員会は、前項の不服申立人からの協力が得られない場合は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。

3 調査委員会は、前項により手続を打ち切った場合は、直ちに研究倫理最高管理責任者にその旨を報告し、当該報告を受けた研究倫理最高管理責任者は、不服申立人に対し、打ち切った旨を通知するものとする。

- 4 調査委員会は、再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内に、当該不服申立てに係る調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに研究倫理最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して研究倫理最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 5 研究倫理最高管理責任者は、第3項又は第4項の報告に基づき、速やかに再調査の結果を告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。この場合において、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したものと認定された者が法人以外の機関に所属しているときは、その所属機関に通知する。
- 6 研究倫理最高管理責任者は、前項により通知した場合は、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第33条 研究倫理最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合は、速やかに調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属又は主担当、研究活動上の不正行為の内容、法人が公表までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属又は主担当、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属又は主担当を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がされた場合は、調査結果を公表しないことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、調査結果を公表するものとする。
 - (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合
 - (2) 調査事案が外部に漏えいしていた場合
 - (3) 論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合
 - 5 前項各号の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属又は主担当、調査委員会委員の氏名・所属又は主担当、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 研究倫理最高管理責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合は、告発者の氏名・所属又は主担当、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属又は主担当、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第34条 研究倫理最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必

要な措置を講ずることができる。

- 2 研究倫理最高管理責任者は、資金配分機関又は関係機関から被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合は、それに応じた措置を講ずるものとする。

(研究費の使用中止)

第35条 研究倫理最高管理責任者は、次の各号に掲げる者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者
- (2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者
- (3) 研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者

(論文等の取下げ等の勧告)

第36条 研究倫理最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に、勧告に応ずるか否かの意思表示を研究倫理最高管理責任者に行わなければならない。
- 3 研究倫理最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第37条 研究倫理最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に当たり実施した研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。この場合において、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 研究倫理最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講ずるものとする。

(処分)

第38条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則その他規程等に基づき、処分を行うものとする。

- 2 研究倫理最高管理責任者は、前項の処分を行ったときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第39条 研究倫理最高管理責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。

- 2 研究倫理最高管理責任者は、関係する研究倫理教育責任者に対し、是正措置等を講ずること

を命ずることができる。

- 3 研究倫理最高管理責任者は、前二項に基づいて講じた是正措置等の内容を、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

(事務)

第40条 研究活動上の不正行為に係る調査等の手続に関する事務は、関係部局等の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(雑則)

第41条 この規程に定めるもののほか、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年9月26日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学研究公正委員会規程（平成19年規程第74号）、国立大学法人大分大学研究不正調査委員会規程（平成19年規程第75号）、国立大学法人大分大学研究不正防止コンプライアンス室規程（平成19年規程第76号）及び国立大学法人大分大学における研究活動に係る不正行為防止等に関する規程（平成27年規程第33号）は、廃止する。

附 則（令和7年規程第42号）

この規程は、令和7年3月26日から施行する。